

政府と公共機関の政策情報資源・共同活用のための 国立中央図書館の政策情報サービス

韓国国立世宗図書館 政策資料課長
崔有珍 (チェ・ユジン)

I. はじめに

国立中央図書館は、2004 年 11 月の政策資料課の新設に伴い、国の財政支援により生産された公共の知識情報資源を体系的に収集して政府の政策活動に必要な情報を実質的に支援するために、政府及び公共機関の政策活動を補佐・サポートする所属資料室との連携構築と情報サービスの提供を企画し、政府の各省庁の資料室と実務協議会を構成しました。当館の政策情報サービスは、これを出発点として始まったといえます。

政策情報¹及びこれまでの政策情報サービス²の提供については、去る 2011 年の第 14 回日韓業務交流を通じて発表しました原稿をご参考にしていただき、今回の発表ではその後の環境変化と国立中央図書館の地方分館である国立世宗図書館の開館に伴い新しくなった政策情報サービスの具体例を共有したいと思います。

II. 情報環境の変化と国立世宗図書館の開館

先に発表した国立中央図書館の中長期計画でご覧いただいたように、国立中央図書館が知識情報資源の利用サービスの高度化の一環として公職者や政策研究者を対象とする政策情報サービスの開発や提供に力を注ぐ背景は、次のとおりです。

¹ 政策情報とは、図書館資料のうち、政策プロセス（策定・執行・評価）において必要もしくは参考に値するものであり、主な生産機関は政府機関、公共機関、研究所、国際機関など。

白書、年鑑・年報、法令、統計、報告書（政策報告書、技術報告書、事業報告書など）、政府機関紙（誌）、予算資料、業務指針・便覧・ガイドなどが主な資料の類型である（チェ・ジェファン、2008）。

² 政策情報サービスとは、政策情報を活用して公務員、研究者などに情報サービスを提供することをいう。

1) 政府 3.0 と公共情報のオープン化・拡散

政府 3.0 とは、朴槿恵政府の新しい政府運営のパラダイムです。積極的に情報を開放して共有し、省庁間で円滑に意思疎通・協力することにより、国民のニーズに合わせたサービスを提供し、雇用の創出と創造的経済活動を支援し、国民すべてが安全で幸福な大韓民国をつくっていくという新しい政府運営を目指すものです。

特に、政府 3.0 の中核的な課題は情報のオープン化と共有であり、政府主導の「創造経済」のための解決策として公共著作物の自由な利用の活性化を提示し、民間が自由に活用できる基盤を用意して、国民が主体となって新たな経済の付加価値を創出するという「創造経済」の実現を目標としています。

このような政府運営パラダイムの変化によって、政府の公共情報のオープン化がスピーディーに行われ、公共情報に対する民間の需要が急増し、公共機関レベルでの活用度と重要度が高いデータの集中的な管理とオープン化拡大のための PR に力が注がれ始めました。

こうした変化は、国立中央図書館の公共情報の収集と公開に多くの可能性と機会をもたらす良き環境となっていくと思われまます。

2) 国立図書館の情報サービスにおける外縁拡大の必要性の高まり

国立中央図書館では、情報サービスにおける具体的な目標設定と効果的な成果達成のために、サービス対象とするターゲットの利用者 (target user) を具体的に設定し、細分化した戦略を立てることになりました。既存の来館利用者中心の情報サービスから、自ら利用者を開拓し、事前に需要を予測して積極的に情報を提供する——それによって、利用者情報サービス領域の外縁を拡大する必要性に直面しています。国立中央図書館の蔵書と人材を最大限に活用し、質の高い情報サービスを提供するために、より専門的な情報サービスと蔵書構築に積極的な関心と努力を払っています。

3) 政府各省庁の行政複合都市への移転と国立世宗図書館の開館

2013 年度から始まった政府各省庁の新行政複合都市への移行に伴い、忠清南道燕岐郡は世宗特別自治市 (以下「世宗市」) へと昇格し、国の多くの機関がソウルから世宗市に移転しました。これに伴う政策の一環として、国立中央図書館も国家代表図書館として取り組んできた国家図書館の業務に加え、世宗市に移転した国の機関に対する政策図書館の役割、そして世宗市の近隣住民を対象とする公共図書館の役割に至るまでの複合的な任務を遂行するため、国立世宗図書館を設立しました。

< 国立世宗図書館の設立及び開館の経緯 >

2006年3月	国立中央図書館の分館設立の基本計画研究（国立中央図書館）
2006年6月	行政中心複合都市建設の基本計画策定時、国立図書館の設立を提案（文化観光部）
2008年9月	企画財政部での 国立総合図書館設立 の妥当性調査の結果、 事業推進の適合性が認められる （企画財政部・韓国開発研究院）
2011年8月	国立世宗図書館の建設工事（行政中心複合都市建設庁）
2013年6月	国立世宗図書館の竣工
2013年7月31日	国立世宗図書館施設の引渡し（行政中心複合都市建設庁→国立中央図書館）
2013年9月12日	国立世宗図書館の職制新設（1館3課、29人）
2013年12月12日	国立世宗図書館の開館

国立世宗図書館の開館を迎え、国立中央図書館では**政府機関及び研究機関**との協力体制の強化並びに積極的な支援策を用意するため、これまで運営してきた**国立中央図書館の政策情報共有協議会**を拡大し、単なる政策情報の連携収集・提供だけでなく、政府と民間機関、公共及び研究機関が生産・管理している**知識情報の共同保存と活用**を目的とした**政策情報協力ネットワーク**の新たな構築のため、さまざまな取組みをしています。

国立世宗図書館は、本館の構築した政策情報協力ネットワークを基盤にして、行政複合都市の中心に位置する政策情報に特化した図書館としての役割を果たすため、国内の政府各省庁をはじめとする公共機関、民間研究所の資料室などが所蔵する政策情報を共同で活用する空間（プラットフォーム）を提供しています。このプラットフォームをベースに、公務員の政策専門性を高めるための図書館情報サービスを開発・支援し、公務員の創意的な行政能力強化のための多様な文化プログラムを企画・運営するなど、政策情報サービス提供のための図書館情報サービスポイントの役割を果たしています。

次に、国立世宗図書館が公務員と政策研究者を対象に提供している政策情報サービスについて具体的に説明したいと思います。

III. 国立世宗図書館の政策情報サービス

1) 学術誌目次メーリングサービス（メールマガジン配信）の提供

公職者を対象とした政策分野別オーダーメイド型政策情報サービスの一環として、国立中央図書館が購読している 2 万種以上の国内外の学術誌（電子ジャーナル、印刷ジャーナル）を政府機能分類体系（BRM、Business Reference Model）³を適用・分類して目録を提

³ 政府機能分類体系（BRM, Business Reference Model）は、既存の断絶的で垂直的な省庁中心の政府機能の遂行及び管理体系を効率的に改善するため導入された。政府全体の機能を連携して政府業務の効率性を高める目的で 2008 年に政府機能分類システム運営指針が制定・配布

供し、公職者自身が希望する学術誌を選び、最新号の目次情報を e メールで受信して原文情報を利用できるようにした情報サービスを提供しています。このサービスを提供するために国立中央図書館ではディスカバリーソリューションを導入し、学術誌の記事の統合検索を可能にする一方で、目次情報のメーリングサービスが可能なシステムを開発しました。現在 1,567 人が申請し、学術誌目次情報を通じた政策分野の最新動向と原文情報の提供を受けています。

<申請の手続き>



<学術誌目次メーリングサービス>

された。

손끝에서 열리는 지식의 보고 국립중앙도서관
學術雜誌目次メーリングサービス

국립중앙도서관에는 공직자의 정책업무 지원을 위하여 학술지목차메일링서비스를 제공하고 있습니다.
국립중앙도서관에서 구독하고 있는 국내외 학술지 중에서 정부기능분류(BRIS) 또는 기능명으로 관심 학술지별 선택하시면 목차정보를 이메일로 알려드리는 이용자 맞춤형 정보서비스입니다.

국립중앙도서관에서 **조설희** 님께 제공하는 학술지목차메일링서비스입니다.

2014 / Vol. 41 / No. 4

01 Journal of Applied Statistics

Collaborative filtering for massive multinomial data

Deepak Agarwal | Liang Zhang | Andrew Cran
Taylor & Francis Ltd / 2014

원문서비스

Multiresolution anomaly detection method for fractional Gaussian noise

Zhengyuan Zhu | J S Marron | Uingsong Zhang
Taylor & Francis Ltd / 2014

원문서비스

Confidence interval estimation for the population coefficient of variation using ranked set sampling: a simulation study

Meredith L Wilcox | BM Galam Kibria | Ahmed N Albarineh | Bashir Zoolheir

원문서비스는 전자저널의 원문이용으로 연결됩니다.

- 학술지 원문의 도서관 외부 이용은 국립중앙도서관 정기이용자에게 제공됩니다.
정기이용자 문의 : 02-590-0708 (국립중앙도서관 자료운영과)
- 국내 전자저널은 원문이용이 제한될 수 있습니다. 소속부처 자료실의 데이터베이스를 이용하시기 바랍니다.
- 원문이용이 제한된 자료는 복사신청이 가능합니다.
전자저널 원문복사 문의 : 044-900-9062, 9069 (국립중앙도서관 협착자료과)

국립중앙도서관 소장자료는 국립중앙도서관 우편복사서비스 신청으로 연결됩니다.

관심 학술지 설정 변경 >

학술지 통합검색 >

본 페이지는 대한민국 국립중앙도서관, 국립세종도서관, Canada 총재이재명에서 학술지 목차 서비스 신청시 입력한 이메일 주소로 발송되었습니다. 수신율 확인시엔 국립중앙도서관 통합지원과 담당업무수정에서 "학술지목차메일링서비스신청"을 갱신하시기 바랍니다.

2) 政策分野別オンライン主題ガイドの構築及び提供

既存の政策情報ポータル (<http://policy.dlibrary.net>) を改編し、政策情報の検索機能と参考情報サービス機能を強化するために政策分野別主題ガイドを制作し、オンラインで提供するための研究を行いました (2014 年 6 月)。政策分野別主題ガイドは、それぞれ該当する政策分野別の詳細主題の概要とともに、関連基本書 (単行本、ジャーナル及び記事索引)、統計、法令、規格、報告書、会議資料、Web DB、有用なサイトなどについての紹介とリンク (URL) の情報を合わせて提供するものです。既存の BRM の分類体系を基盤に、政策研究者及び分類専門家との面談を行い、意見の収斂過程を経て類似の主題分野を統廃合し、必要に応じて具体的な主題分野をフレキシブルに展開できるようにしました。現在は 133 主題分野のウェブガイドを制作し、オンラインで提供するための準備中です (2014 年 7 月～)。

政策分野別オンライン主題ガイドは、次のように構成されます。

1 段階	2 段階	3 段階
公共の秩序及び安全	警察	警察行政
		科学捜査
	法務及び検察	法務及び検察
		矯正行政
	安全管理	安全管理
消防・防災		
海洋警察	海洋警察	
科学技術	科学技術振興・研究	科学技術振興・研究
		科学研究団地
		宇宙開発
	気象、気候	気象、気候
原子力技術	原子力技術	
教育	高等教育	高等教育
	教育一般	教育行政
	幼児及び小中等教育	幼児教育
		初等教育
		中等教育
	生涯・職業教育	生涯・職業教育
特殊教育	特殊教育	
交通及び物流	国土交通	国土交通
	陸上交通	道路
		鉄道

	航空・空港	航空・空港
	海運・港湾	海運・港湾
	物流	物流
国防	国防	国防
		対外軍事関係
	兵務	兵務
国土開発	地域開発	産業団地
		セマンガム干拓事業
		行政中心複合都市
	不動産	土地開発
		住宅
	水資源	ダム・治水
		河川
地域及び都市	地域及び都市政策	
農林・畜産	農業・農村	農業・農村
		環境にやさしい農業
	畜産	畜産
	林業・山村	林業
		山林
	食糧・食品	食料政策
食品		
文化体育観光	宗教	宗教
	観光	観光
		射幸産業(ギャンブル)
	文化	文化政策
		国語政策
		博物館
		図書館
		地域文化
	文化コンテンツ産業	広告
		放送
		映像・映画
		ゲーム
		大衆文化
著作権		
出版・印刷		

	芸術	芸術政策
		音楽
		演劇
		映像・映画
		舞踊
		美術
		伝統芸術
	文化財	文化財
	スポーツ	スポーツ振興
		国際スポーツ
		障害者スポーツ
	国政広報	国政広報
	健康保険	健康保険
	保健医療	保健医療
		公衆衛生
疾病管理		
保健産業	保健産業	
	生命科学の振興	
食品医薬の安全	食品の安全	
	医薬の安全	
社会福祉	雇用労働	雇用労働
		勤労福祉
		労災予防
		職業能力開発
	公的年金	公的年金
	基礎生活保障	基礎生活保障
	国家報勲	国家報勲
	社会的弱者への支援	高齢者福祉
		児童・青少年福祉
		多文化・移住者福祉
	障害者福祉	障害者福祉
	女性福祉	女性福祉
保育		
産業・通商・中小企業	公正取引	公正取引
	貿易及び投資誘致	貿易及び投資誘致
		通商

		外為・為替レート
	産業振興	産業技術標準
		特許
		知識・産業財産権
	中小企業	中小企業の振興
	エネルギー及び資源開発	新・再生エネルギー
鉱物資源		
一般公共行政	国家統計	国家統計
	国民の権益・人権	国民権益・人権
	国政運営	電子政府
		規制改革
		監査
		公的記録の管理
		政府組織・庁舎の管理
		公務員の人事・教育
	政府資源管理	政府調達
		公共データ
地方行政・財政支援	地方行政	
	地方財政	
財政・税制・金融	金融	金融
	企画財政	企画財政
	税制	国税・地方税
関税		
通信	放送通信	放送通信
		IT
	郵政	郵政
統一・外交	外交	外交
	統一	統一
		南北交流
海洋水産	海洋水産・漁村	海洋
		水産業
環境	環境保護	大気環境
		地球温暖化
		上下水道
		地下水
		自然環境

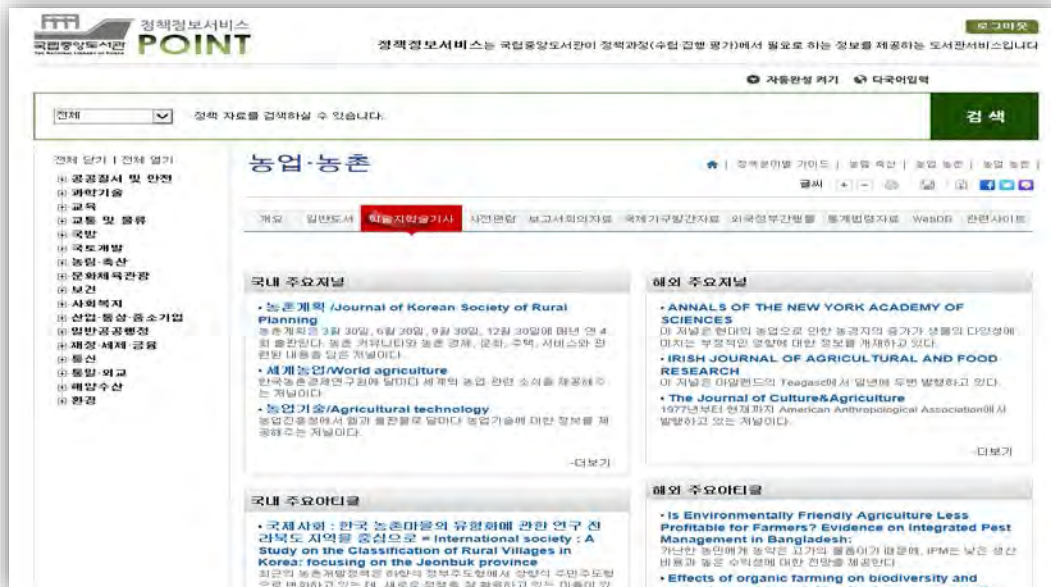
		海洋環境
		土壌・土質
環境	廃棄物の管理	廃棄物
17	66	133

政策情報サービスの主題別ガイドの開発及び構築のために収集された情報資料の類型を大きく分けて上位 9 項目と下位 19 項目とに区分し、類型別にメタフィールドを設計して参考情報源を構築しました。

<政策情報の参考情報源資料の類型>

資料の類型	資料類型の細区分	類型コード
一般図書	一般図書	A1
学術誌・学術記事	主なジャーナル	B1
	主なアーティクル	B2
辞書・便覧	辞書及び百科事典	C1
	便覧	C2
報告書・会議資料	報告書	D1
	国内会議及びセミナー資料	D2
国際機関発行の資料	国際機関	E1
	国際機関の資料	E2
外国政府の刊行物	政府機関	F1
	政府刊行物管理機関	F2
	外国政府の刊行物	F3
統計・法令資料	統計資料	G1
	国内法令資料	G2
	海外の法令資料	G3
Web DB	Web DB	H1
関連サイト	ウェブ情報	I1
	関連機関	I2
	関連学会	I3

政策分野別オンライン主題ガイドのテンプレートは、次のように構成されます。



3) 政策メンターリングサービス

政府傘下にある研究機関の前・現職公務員と政策分野の教授、研究者に政策メンターを委託し、公務員が政策業務に取り組む上で必要な、より経験的で専門的な情報の提供を受けられるようにする政策メンターリングサービスを準備中です。現在 29 人の政策メンターで専門家グループが構成されており、オンラインでの相談予約サービスができるようシステムを構築中です。

4) 政策情報総合目録の構築・運営

国立中央図書館は政策情報ポータルの充実したサービスを目指して政府及び公共機関との協力的な推進体制を構築するため、2009 年 5 月に政策情報共有協議会を構成し運営してきました。さらに 2013 年の国立世宗図書館の開館に伴い、「政策情報協力ネットワーク」への拡大運営に取り組んでいます。このため、国立世宗図書館では、協力機関との政策資料総合目録構築のための政策情報総合目録システムを開発し、政策情報総合目録を基盤とする相互貸借サービス、政策資料の受託保管運営のための関連規定などを整備しました。政策情報総合目録は 2014 年下半期のサービス開始を目標に、現在参加希望機関の書誌目録を分析し、システムに搭載する作業を進めています。

5) 公務員対象の文化プログラム「ウム」の運営

さらに国立世宗図書館は公務員を対象とした文化プログラム「ウム」を企画進行中です。「ウム」とは「芽生える」、「草や木に新しく萌え出す芽」という意味で、文化芸術の専門家

が参加し、公務員に学びと意思疎通が芽生えるように企画された文化プログラムです。公務員の創意的な政策能力の強化と生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目的としており、現在1期から3期まで月1～2回の講座を運営しています。

6) 政策資料室と参考相談室の運営

国立世宗図書館の2階にある政策資料室は、政府の政策過程で生産された政府・公共刊行物と一般参考資料9,453冊、逐次刊行物138種を開架制で運営しています。総面積685㎡に94の閲覧席と公務員のための調査・研究空間としての政策研究室を備えています。個人用の本棚とPCを提供しており、ノートパソコン用の座席を含む合計18席の研究者専用席が用意されています。この政策研究室は、国立世宗図書館のホームページ及びキオスク端末で予約をし、9時から18時まで利用できます。政策メンターリングサービスのための参考相談室としても機能しています。

IV. おわりに

情報環境の変化と国立世宗図書館の開館によって、国立中央図書館は、より専門的な情報サービスを企画してそれを具体化するための力を手にすることができるようになりました。今後の政策情報サービスの定着と活性化のためのいくつかの課題を申し上げ、発表を終えたいと思います。

1) 政策情報収集経路の多様化と加工を通じた豊かな政策情報コンテンツの拡充が必要

政策情報の遡及資料収集のため、世宗市に移転する主な公共機関の発行資料の寄贈と、書庫スペースの不足している機関の資料保存と共同活用のための受託資料保管を誘致することも政策情報拡充の重要な方法として積極的に検討しています。

現在不足している国際機関の発行資料など、海外の主な政策情報コンテンツの拡充のため、主要な国際機関と外国の政府から寄託図書館として指定を受けるために努力する計画です。こうして収集される政策情報の翻訳・要約など、情報の加工を通じて海外の政策動向を把握できる情報コンテンツを生産するなど、積極的な情報サービス業務の開発が必要です。

2) 政策分野の専門家人材プールの構築拡大と持続的な管理

全分野にわたる政策メンターリングサービスを提供できるよう、政策分野の専門家の人材プールを継続的に開発・拡大します。生産・流通している資料を通じて獲得できる一般的な情報（明示的な知識：explicit knowledge）以外の、政策分野における長年の実務経験と蓄積されたノウハウをもつ専門家との相談を通じて経験的知識（暗黙の了解：tacit knowledge）の提供を受けられる情報サービスシステムを構築し、政策情報サービス独自の知識情報を提供できるように取り組む計画です。

3) 政策情報ポータル（policy.dibrary.net）運営の充実及び活性化

政府機能分類体系（BRM）を適用した政策情報分野別オンラインガイドの最新性と信頼性を維持して政策情報ポータルの有用性を高め、政策情報ポータルで提供される主題ガイドが政策研究の出発点となれるよう、情報源の拡充と管理のために弛みない努力が必要です。そのためには司書と各分野の政策専門家及び情報専門家との協働が必要です。

4) 政策情報サービス活性化のための制度的基盤の構築が必要です。

図書館法第 20 条（図書館資料の納本）、第 20 条の 2（オンライン資料の収集）の改正を通じた政府及び公共機関の発行物に関連し、納本部数を現在の 2 部から 3 部に増やし、デジタルファイル形式も一緒に納本するよう法改正が必要です。また、政府・行政機関の資料室が専門図書館としての役割を担い政策情報サービスに貢献できるよう図書館法第 6 条の司書の配置基準を改正し、行政資料室への司書の配置を義務づけるような基準を設ける必要があります。